

# 青森県報

号外第五十二号

平成十六年  
六月十八日  
(金曜日)

## 目 次

### 選挙管理委員会

参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の被  
登録資格の決定基準日、登録日及び縦覧期間…………… (事務局) ……

## 選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第三十号

平成十六年七月十一日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十二條第二項及び第二十三條第一項の規定により次のとおり定めためたので、公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十四條第二項の規定により告示する。

平成十六年六月十八日

青森県選挙管理委員会委員長 田 中 正 三

- 一 被登録資格の決定の基準となる日 平成十六年六月二十三日  
ただし、年齢についての基準となる日 平成十六年七月十一日
- 二 登録を行う日 平成十六年六月二十三日
- 三 縦覧に供する期間 平成十六年六月二十四日

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭